

Q	A
<p>第一種指定物質を1%以上含む原材料化学薬品を仕入れ、他の物質と混合して1%未満の製品として出荷する場合はどのように集計すれば良いのでしょうか。</p>	<p>第一種指定化学物質が1%以上で年間1トン以上の取扱いがあれば、届出対象の物質となります。「他の物質と混合して」製品となった場合、製品は届出の対象ではありませんが、混合の工程で環境中への排出量や廃棄物への移動量がある場合、資料25ページに示したとおり、測定値や物質収支などの方法で計算をお願いいたします。なお、物質の性状により排出量や移動量が変わってきますので、個別具体的な相談が必要な場合は以下にお問い合わせください。</p> <p>○NITE化学物質管理センターリスク管理課 PRTRサポートセンター メール：support_prtr@nite.go.jp 電話：03-5465-1681</p>
<p>19ページの第二種指定化学物質：134物質は、届出の対象かどうか混乱してしまいました。結局、第二種指定化学物質：134物質も届出対象でしょうか。</p>	<p>第二種指定化学物質134物質はPRTR制度の対象ではありませんので、届出は必要ございません。ですが、SDS制度の対象とはなっておりますので、化学物質や化学品をほかの事業者へ譲渡・提供する際にはSDSの提供義務があります。</p>
<p>PRTR制度の移動量には製品として移動した分は含まなくても良いのでしょうか。</p>	<p>製品中の対象物質の量は「当該事業所の外への移動量」として届出する必要はございません。</p> <p>(https://www.nite.go.jp/chem/prtr/qanda/faq_prtr2.htmlのQ107)</p>
<p>PRTRで第一種指定化学物質の届出ですが、明らかに年間の取扱量が年に1トン（あるいは0.5トン）以下の場合の事業者は、PRTR物質の届出は不要と理解しております。ただ、0.5トン以下の取り扱いでも取扱量の履歴はとっておく義務はあるのでしょうか。</p>	<p>化管法上、取扱量の履歴をとっておく義務はございません。しかし、事業者の化学物質の自主管理の観点から見ますと、事業者自身で、自身が取り扱っている化学物質をきちんと把握する、という意味を込めて、履歴を取られることを推奨いたします。</p>
<p>製造業の会社ですが、本社と違う住所に営業所があります。その営業所では、化学物質の取扱いはほとんどありません。でも指定化学物質の取扱量が1トン未満であることを確認する意味で、化学物質の集計に取り組むべきでしょうか。それとも営業所は対象業種から外れるのでしょうか。</p>	<p>事業者が製造業ということですので、16ページ①の事業者の業種の要件は満たしますが、営業所としてもPRTR排出量算出マニュアル (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/r6_haishutsu_sanshutsu_manual/2-1.pdf) をご参考の上、対象業種に該当するかどうかご判断下さい。なお、営業所が対象業種に該当する場合であっても、販売のために製品を一時的に保管しているだけの場合や、詰め替えなど行わず、そのまま製品を開封せずに販売する場合は化管法における取扱量に算入しません。また、自主管理の観点から、営業所における化学物質管理をお願いします。</p>

<p>化管法に関してスライド16ページで、要件が事業者単位と事業所単位があるとお話がありましたが、複数事業所をもつ事業者の場合、どこかひとつでも要件に該当する事業所があれば、（その事業所に限らず）その事業者が扱うすべての化学物質について届け出が必要でしょうか。</p>	<p>PRTR届出は事業所単位で届出をいたします。まずは、事業者規模として、常用雇用者数が21人以上であれば、事業者として届出対象となります。次に、複数の事業所のうち、どこか一つの事業所が要件（業種や取扱量等）を満たすようでしたら、要件を満たす事業所が扱っている物質のみ届出をお願いいたします。</p>
<p>化管法における第二種指定化学物質は、SDSに%まで記載する必要があるのでしょうか。</p>	<p>指定化学物質の含有率の表記については、化管法SDS省令第3条第1号イ（4）にて含有割合を記載することが規定されており、第4条第3項において、「化管法における指定化学物質の割合は、当該割合の上位二桁を有効数字として算出した数値により記載するもの」と規定されておりますので記載の必要がございます。</p>
<p>化管法について、集計・公表された排出量、移動量はどのような場面で活用されているのでしょうか。</p>	<p>PRTRデータは国による化学物質のリスク評価や地方自治体におけるリスクコミュニケーションなどに活用されております。例えば、国によるPRTRデータ活用について、化審法における優先評価化学物質のリスク評価の際にPRTRデータを活用し、第二種特定化学物質の指定及び優先評価化学物質の取消しの判断を行っております。また、NITEではPRTRデータの活用に向けた取り組みを行っており、PRTRデータを地図上に表示するためのデータの提供や、PRTRデータを活用したリスク情報の提供を行っております。 (NITE HP： https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr_katsuyou.html)</p>
<p>化管法のSDS提供制度ですが、提供義務が発生するのは対象物質の(社外)提供先のみでしょうか。安衛法とは異なり社内の従業員に周知する義務は無いでしょうか。また、サンプル供試など無償で化学品を提供する場合、化管法におけるSDS提供義務は発生するのでしょうか。</p>	<p>化管法では、SDSの提供義務が発生するのは社外の提供先のみです。また、提供時の有償・無償は関係ありません。規定含有率以上（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質ともに1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上））を含む化学品を提供する際は、化管法におけるSDSの提供義務がございます。</p>
<p>化管法について「土壌への排出」と「埋立」の違いを教えてください。</p>	<p>「土壌への排出」は、作業工程で用いる容器・装置からの漏洩による土壌への浸透や、意図的な排水・洗浄水等の土壌への浸透の排出の際に含まれる量のことです。「埋立」は、事業所内で廃棄物を埋立処分する際に廃棄物に含まれる量を指しています。</p>
<p>廃棄物において化管法のSDS通知が必要な場合、混合物として作成した方が良いでしょうか。</p>	<p>廃棄物は化管法における製品に含まれませんので、SDSの提供義務はございません。ですので、廃棄物処理を業者に委託する場合、化管法に基づくSDSの提供は必要ございません。</p>
<p>対象物質が多く、届出値に至るまで大変苦労しているため、具体的な方法についてもっと突っ込んだ講義が有ればと思います。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。本講義の対象者はシラバスに記載のとおり、基本的には初学者向けとなっております。具体的な算出方法の講義については今後の検討課題とさせていただきます。</p>

<p>化管法における数量届出やSDS記載に用いる含有量について質問です。対象物質を原料として合成し、対象物質が反応残渣として残る場合、含有量の考え方は、①実測値（GCなど）②推定値（理論反応後残る値）どちらになりますでしょうか。また、反応によって対象物質を生成する場合は①と②のどちらの考え方でしょうか。</p>	<p>化管法における数量届出（排出量・移動量）について、実際に届出に記載する数値は含有量ではなく、当該物質の実数量または25ページの計算方法で算出した数値です。なお、1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有されている場合はPRTRの届出対象になり、含有量の把握方法は実測値（GCなど）を用いることを推奨いたしますが、困難な場合は推計値でも構いません。</p> <p>また、SDS記載に用いる含有量について、最終製品に第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質ともに1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有されている場合、SDS制度の対象となります。含有率の把握方法としては、実測値（GCなど）を用いることを推奨いたしますが、困難な場合は推計値でも構いません。（なお、SDSの作成・提供につきましては事業者の責任の下ご対応いただくこととなります。）</p>
--	--